

津幡町制限付き一般競争入札実施要綱

平成19年3月20日

津幡町告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町が発注する建設工事の請負契約に係る制限付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により行う一般競争入札をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、別表に定める工事とする。ただし、災害等における緊急的な工事又は特別な技術を要する工事若しくは特別の理由のある工事の発注において、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(入札に参加するものに必要な資格)

第3条 町長は、請負業者有資格者名簿に登録されているもののうち、対象工事の内容に応じて、次に掲げる事項のうちから必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として定めるものとする。

- (1) 本支店又は営業所の所在に係る事項
- (2) 対象工事種別に係る経営事項審査の総合評定値
- (3) 対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高
- (4) 技術者の状況
- (5) 施工実績に係る事項
- (6) 施工計画に係る事項
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 令第167条の4の規定に該当する者及び第6条に定める対象工事の入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までの間に津幡町の指名停止措置を受けた者は、入札に参加できない。

(選考委員会)

第4条 町長は、制限付き一般競争入札を行おうとするときは、次の事項についてあらかじめ津幡町請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に審議を行わせるものとする。

- (1) 入札参加資格

- (2) 入札参加資格確認申請書の入札参加資格の有無及びその資格がないと認めた者からの請求に対する対応
- (3) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注することの適否及び発注しようとするときの構成員数
- (4) その他町長が必要と認める事項
(公告)

第5条 町長は、令第167条の6及び津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号）第118条の規定により、入札参加資格、入札の日時及び場所その他入札について必要な事項を公告するものとする。

- 2 当該工事の入札に関する公告は、津幡町公告式条例（昭和29年津幡町条例第3号）に規定する掲示場において掲示するほか、津幡町ホームページ、建設業界紙に公表するものとする。
(入札参加資格の確認申請)

第6条 対象工事の入札に参加を希望する者は、提出期限日までに入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）に入札参加資格の審査に必要な書類（以下「関係書類」という。）を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された確認申請書及び関係書類は、申請者に返却しない。
- 3 確認申請書及び関係書類は、当該申請者以外の者に関覧させ、若しくは公表し、又は他の目的に使用してはならない。

(入札参加資格の決定及び通知等)

第7条 町長は、入札参加者の有無を決定するときは、選考委員会の意見を聴くものとする。

- 2 前項の入札参加資格の確認は、確認申請書の提出期限の末日をもって行うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により入札参加資格の有無を決定したときは、入札参加資格確認結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 入札終了までの間は、入札参加資格を有する者の氏名等を公表しない。

(無資格者に対する理由説明)

第8条 前条第1項の規定により、入札参加資格がないと決定を受けた者は、町長に対し、同条第3項の規定による通知のあった日から7日以内に書面をもって決定理由の説明を求められることができる。

- 2 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面をもって回答する。

(設計図書等の閲覧、貸出し及び質問)

第9条 町長は、第5条に定める公告後、当該工事の単価抜設計書及び関係資料（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

- 2 入札参加資格を有する者から書面により設計図書等の貸出しの申出があったときは、第7条第3項に定める入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から貸し出すことができる。
- 3 設計図書等に関する質問は、簡易な事項に関するものを除き、書面によらなければならない。
- 4 前項の質問に対する回答は書面によって質問者に通知し、その写しを閲覧に供するものとする。

(入札結果の公表)

第10条 町長は、入札が終了したときは、その結果を速やかに公表する。

(共同企業体の取扱い)

第11条 共同企業体の結成は、制限付き一般競争入札に参加しようとする者が自主的に結成する自主結成方式とする。

- 2 共同企業体の結成手続は、津幡町特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成19年津幡町告示第36号）の規定に基づき行うものとする。
- 3 入札参加資格は、構成員及び共同企業体それぞれに適用するものとする。
- 4 確認申請書は、結成された共同企業体が提出する。
- 5 当該対象工事の共同企業体の構成員は、当該対象工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月19日津幡町告示第9号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

制限付き一般競争入札対象工事

工 種	発 注 予 定 金 額
土木一式工事	1,500万円以上
建築一式工事	1,500万円以上
管工事	1,500万円以上
電気工事	1,500万円以上
その他工事	1,500万円以上

様式第1号（第6条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

（宛先）津幡町長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格の確認を申請します。

なお、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに申請書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 公告年月日 年 月 日

2. 工 事 名

3. 工 事 場 所

4. 関 係 書 類

- 1 同種・類似工事の施工実績調書
- 2 配置予定技術者調書
- 3 その他必要な書類

入札参加資格確認結果通知書

文 書 番 号
年 月 日

(申請者) 様

津幡町長 印

先に申請のあった、 工事に係る入札参加資格確認結果を下記
のとおり通知します。

記

入札公告日	年 月 日	
工 事 名		
入札参加資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格 がないと認め た主な理由	

なお、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、 年 月 日までに（津幡町役場総務部監理課入札契約
係）その旨を記載した書面を提出してください。